

政策決定会議概要（8月2日開催分）

日 時 令和元年8月2日（金曜日）9時00分～9時30分
場 所 市役所本館2階 会議室

【案件】箕面市水道事業給水条例及び箕面市下水道条例の改正について

出席者

委員 市長、副市長（市政統括監事務取扱）、副市長
担当部 公営企業管理者、上下水道局長、同副部長、同副理事、経営企画室長、下水道室長
事務局 政策補佐監、市政統括政策推進室職員

確認事項

- ・「給水装置工事事業者」、「指定工事店」の指定・更新手数料の見直しについて
- ・今後の進め方について

結 論

- ・手数料の見直しについて、了。
- ・条例改正案を箕面市議会第3回定例会に提案すること。

質疑・意見等

Q: 指定・更新手数料額「1万円」の根拠は？

A: 国が示している標準額である。近隣市町も大半がその額で設定するとの情報を得ており、妥当な設定であると考える。

Q: 手数料の減額規定を設けるとのことだが、具体的にどのような規定になるのか？

A: 減免規定については、もともと下水道条例にはあったもので改正はなく、一方、水道事業給水条例にはその規定そのものがなかったため、上・下水道で取扱いを統一するため減免規定を盛り込むものである。

具体的な減免の対象や割合などは条例ではなく、下位の例規で定めるが、市内の事業者で、かつ市と災害時応援協定を締結している組合等に参加している事業者を対象に、地域貢献の観点から、指定手数料・更新手数料とも5割を減額する方針である。

以上